

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和 8 年度九州地方整備局景観形成管理システム改定検討業務
業 務 概 要	(1) 計画準備 1 式、(2) 景観形成管理システム改定検討 1 式 (既存「景観カルテ」の課題整理、景観カルテ更新の基本方針検討、既存「景観システム (案) 」で活用可能な成果の整理、D X ・ A I 等の導入内容検討、景観カルテ (案) の作成及び試行、景観システム (案) の改定) 、 (3) 委員会等運営支援 1 式、(4) 景観形成シンポジウム (仮称) の運営 1 式、(5) 報告書の作成 1 式、(6) 打合せ協議 1 式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 垣下 禎裕 福岡市博多区博多駅東 2 - 1 0 - 7
契 約 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 3 日
契 約 業 者 名	(株) 東京建設コンサルタント
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市博多区博多駅南 2 - 1 2 - 3
契 約 金 額	9 , 9 9 9 , 0 0 0 円 (税 込 み)
予 定 価 格	9 , 9 9 9 , 0 0 0 円 (税 込 み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	九州地方整備局管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 8 年 7 月 2 4 日
履 行 期 間 (至)	令和 9 年 3 月 1 2 日
備 考	

契約理由書

1. 業務件名 令和8年度九州地方整備局景観形成管理システム改定検討業務
2. 履行場所 九州地方整備局管内
3. 契約の相手方 住 所：福岡県福岡市博多区博多駅南2-12-3
会社名：株式会社 東京建設コンサルタント 九州支社
電 話：（092）432-8000
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、「九州地方整備局景観形成管理システム」の取組推進を図るため、現行の景観カルテ作成・運用における作業負担や運用上の課題を整理するとともに、DX・AI等のデジタル技術の導入による業務の効率化および景観検討の質の向上を図ることで、持続可能かつ実効性の高い「景観形成管理システム」へ更新することを目的として実施するものである。

2) 業務の内容

- (1) 計画準備
- (2) 景観形成管理システム改定検討
 - ① 既存「景観カルテ」の課題整理、② 景観カルテ更新の基本方針検討、
 - ③ 既存「景観システム（案）」で活用可能な成果の整理、④ DX・AI等の導入内容検討
 - ⑤ 景観カルテ（案）の作成及び試行、⑥ 景観システム（案）の改定
- (3) 委員会等運営支援
- (4) 景観形成シンポジウム（仮称）の運営
- (5) 報告書の作成

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が20者以上あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を20者が入手（ダウンロード）し、2者から参加表明書が提出され、2者が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち2者を技術提案書の提出者として選定し、2者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマ「九州地方整備局景観形成管理システムの改定に当たり、職員の主体的な取り組みや定着化を目的とした景観カルテ作成時の作業効率化の着眼点」に係る技術力を備えていると判断される。

特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「実施手順」における実施フローの工夫が記載されていること、「その他」有益な代替案、重要事項の指摘が記載されていること及び評価テーマの「九州地方整備局景観形成管理システムの改定に当たり、職員の主体的な取り組みや定着化を目的とした景観カルテ作成時の作業効率化の着眼点」に対する技術提案について、着眼点、問題点、解決方法等が理論的に整理されているとともに、説得力があり、最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。